

平成24年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成24年2月16日 開会

平成24年2月16日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月16日(木)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議長の選挙	4
日程第5 議案第1号から議案第7号まで一括議題 (平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の 認定について他6件)	5
追加日程第1 発議第1号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	23
閉会	25

平成24年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年2月16日

開会 午後2時30分

閉会 午後4時05分

平成24年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成24年2月16日（木曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県厚生会館4階）

会議に出席した議員（17名）

1番 越 直 美	2番 獅 山 向 洋
3番 藤 井 勇 治	4番 富士谷 英 正
5番 橋 川 涉	6番 宮 本 和 宏
7番 野 村 昌 弘	9番 山 仲 善 彰
10番 谷 畑 英 吾	11番 西 川 喜代治
12番 西 澤 久 夫	13番 泉 峰 一
14番 岡 村 明 雄	15番 竹 山 秀 雄
16番 宇 野 一 雄	17番 伊 藤 定 勉
18番 北 川 豊 昭	

会議に欠席した議員（1名）

19番 久 保 久 良

欠員（1名）

8番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	中 嶋 武 嗣	副広域連合長	村 西 俊 雄
副広域連合長	古 川 源二郎	事務局 長	西 田 一 廣
事務局次長	天 野 孝 志	総務企画課長	福 井 久
業務課長	高 田 秀 樹		

職務のため出席した者の職氏名

書 記	前 田 温 夫	書 記	谷 広 一 仁
-----	---------	-----	---------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長選挙
- 第 5 議案第 1 号から議案第 7 号
(平成 24 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の
認定について他 6 件)

追加日程

- 第 1 発議第 1 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長選挙
- 日程第 5 議案第 1 号から議案第 7 号
(平成 24 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の
認定について他 6 件)

- 追加日程第 1 発議第 1 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

議事の経過

開会 午後 2 時 3 0 分

(開会 開議)

○副議長（伊藤定勉君） ただいまから、平成 2 4 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、1 7 名、欠席議員は 1 名。

欠席議員は、久保久良君であります。

なお、去る 2 月 8 日に執行されました滋賀県後期高齢者医療広域連合長選挙において、甲賀市議会選出の中嶋議長が当選されましたことから、議員を失職されましたので、現在議長が空席となっておりますので、ご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

越 直美議員は、1 番に指定いたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、7 番野村昌弘議員、9 番山仲善彰議員を指名いたします。

日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4、これより議長選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に、橋川 渉議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、橋川 渉議員を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、橋川 渉議員が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

橋川 渉議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました橋川 渉議員には、登壇の上、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（橋川 渉君） 議長に就任するに際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙をいただき、議長にご選任をいただきました橋川でございます。

高齢化がますます進み、高齢者医療費が増え続ける状況の中で、75歳以上の医療費は2025年には国民医療費の約半分を占めるとも言われております。

国においては新たな医療制度に向けた議論も進められておりますが、高齢者に安心してもらい、安定的な保険制度の運営が求められている重要な時期に議長という重責をお預かりする責任の重さを痛感いたしております。

この上は広域連合議会の活発かつ円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（伊藤定勉君） ありがとうございます。

議長が決定いたしましたので、議長席を交代いたします。

議員の皆様方には議事運営にご協力いただきましてありがとうございます。

橋川議長、議長席にお着きいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。

自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

暫時休憩 午後2時38分から

午後2時38分まで

○議長（橋川 渉君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記（前田温夫君）

議件を朗読いたします。

議案第1号平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第2号平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第3号平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第4号平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上です。

○議長（橋川 渉君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

中嶋連合長。

○連合長（中嶋武嗣君） 本日、議員各位の御参集を賜り、平成24年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出しました諸案件の審議をいただくにあたりまして、その概要を説明を申し上げますとともに、11月議会定例会以降の状況などにつきまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたび、私は、2月8日に行われました広域連合長選挙におきまして、構成市町長の皆様のご支持をいただき、滋賀県後期高齢者医療広域連合長の職を担わせていただくこととなりました。

就任から1週間が経過いたしました。日に日に責任の重さを感じているところでございますが、ベテランの両副連合長の助力を得ながら、共々に難問する諸課題に対しまして全力であたって行きたいと考えているところでございます。

平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度であります。滋賀県後期高齢者医療広域連合は、制度開始当初の混乱を乗り越え、構成市町の皆様との緊密な連携のもと、制度の定着と安定に尽力してまいりました。

さらに、本県独自の取り組みとしては、高齢者の健康づくり事業にも積極的に取り組み、全国的にも注目されているところであります。

このように一つ一つ着実に、堅実に積み上げてこられた実績を基にいたしまして、これら事業を引き継ぎまして、今後も被保険者の皆さんに信頼していただけるよう、制度運営にあたっていきたくと考えておりますので、橋川議長さんをはじめ、議員各位の格別なるご理解とご協力を賜りますよう、冒頭にあたりましてお願い申し上げます。

それでは、以下、諸般の報告をさせていただきます。まず、「高齢者医療制度の見直し」をめぐる国の動向について申し上げます。

社会保障制度改革につきましては、11月定例会でも国の動向などをご報告申し上げたところですが、その後、関係5大臣会合を経て、1月6日には政府・与党社会保障改革本部におきまして、「社会保障・税一体改革素案」が決定され、同日には閣議報告が行われました。

この素案では、社会保障改革の必要性として、「年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするために、現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくこと」とされております。

「未来への投資（子ども・子育て支援）の強化」、「医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化」など、6つの改革の方向性が示されております。

このうち医療・介護分野におきましては、市町村国保の財政基盤強化と財政運営の都道府県単位化、高額療養費の見直しなどとあわせて、高齢者医療制度の見直しが改革の項目として示され、その工程は「関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」と明示されたところでございます。

当広域連合におきましては、これまでも、医療、介護、年金を含めた社会保障制度全体を視野に入れ、安定した制度を構築するよう、また、運営主体が保険者機能を十分発揮するために、安定した財源を確保するよう、国に対して意見を述べてまいりました。

現時点では、見直しの具体的内容は明らかではございませんが、被保険者の皆さんに不安や混乱を与えないよう、国の動向を注視しながら、迅速かつ的確な情報収集に

努めるとともに、引き続き、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、円滑な保険給付をはじめ、現行制度の安定運営に努めてまいり所存であります。

次に、「第3期保険料の改定」について申し上げます。

平成24・25年度の第3期保険料の改定につきましては、市町をはじめ国・県との協議を重ね、被保険者の皆さんにご理解いただけるよう、適切な料率の改定について検討を進めてまいりました。

まず、これまでの医療費の推移を分析し、種々のデータを用いて試算を行いましたところ、1人当たりの医療給付費が増嵩していることなどから、現行に比べ、被保険者1人当たりの保険料は、約16.72%上昇する見込みとなりました。

そこで、第2期保険料期間に生じる剰余金を投入するとともに、県の財政安定化基金の活用、さらには審査支払手数料を市町の皆様にご負担いただくなどの保険料軽減策を講じることにより、所得割率は8.12%、被保険者均等割額は41,704円となり、第2期からの上昇率を9.94%にまで軽減することといたしました。

しかしながら、一人当たり平均保険料は、年額61,618円で、5,569円の増額となり、経済情勢の厳しい中、被保険者の皆さんにはご負担をおかけすることになりますが、今後も安心して医療を受けていただくためには、増嵩する医療費を見据え、円滑な保険給付を行う必要があります、そのための適切な保険料率と判断させていただいたところでございます。

議員各位におかれましては、第3期保険料率の改定につきまして、ご理解をいただき、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「平成24年度の予算編成」について申し上げます。

来年度は、後期高齢者医療制度の開始から5年目を迎え、引き続き着実な業務の運営を進めていかなければなりません。

とりわけ、増嵩する医療費や厳しい地方財政の状況を鑑み、これまでも増して、各種事業の必要性や緊急性、さらには費用対効果を検証し、予算編成に取り組んだところであります。

先ほど申し上げましたとおりに、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただくことが重要でありますことから、予算編成に当たりましては、「後期高齢者医療制度

の着実な運営」、「高齢者の健康づくりと医療費適正化の推進」、「住民とともに推進する後期高齢者医療制度」、さらには「国等の動向への的確な対応」の4つの基本方針を策定し、本県の特性や地域の実情に応じたきめ細やかな施策に取り組むことといたしました。

この結果、平成24年度の一般会計当初予算の総額は、1億9,278万円、後期高齢者医療特別会計の総額は、1,275億2,103万円、広域連合全体では、1,277億1,381万円となり、前年度に比べて46億6,436万円、3.8%の増となりました。

具体的には、基幹業務である保険給付を円滑かつ適正に行うとともに、高齢者の健康の保持増進を図るため、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業など「高齢者健康づくり基盤整備推進事業」を継続して推進してまいりたいと考えます。

また、年々増嵩する医療費の抑制対策としまして、「医療費通知」や「ジェネリック医薬品利用差額通知」を効果的に実施するとともに、市町との連携による「重複・頻回受診者訪問指導」や「健康診査」の取組により、高齢者の健康づくりと併せて医療費適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号は、平成24年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び特別会計予算でございます。

増嵩する医療費に対応する保険給付費や、高齢者の健康づくりのための取組、医療費適正化に要する経費などを計上しております。

次に、議案第3号及び議案第4号は、平成23年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

今回の補正予算は、一般会計では、医療費適正化事業費や事務局運営費の精査により減額を行い、また、特別会計では、これまでの給付実績から、今後の保険給付費を推計し、4億1,053万円を増額するとともに、平成24年度に実施する保険料軽減措置の経費が国から交付されるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議案第5号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について、議決を求めようとするものでございます。

広域計画は、地方自治法の規定により作成が義務付けられており、現行の計画が、今年度末に計画期間の終了を迎えることから、広域連合のこれまでの取組の成果や課題、さらには社会保障制度改革をめぐる国の動向などを踏まえまして、平成24年度から平成27年度までの4年間を計画期間とする第2次広域計画を作成しようとするものであります。

最後に、条例案件でございますが、議案第6号は、平成24年度における保険料軽減措置を実施するための財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分することができるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第7号は、平成24年度及び平成25年度の第3期の保険料率につきまして、所得割率を100分の8.12、被保険者均等割額を41,704円と定め、また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額が引き上げられたことから、その額を55万円と定めることとし、さらに、平成24年度における保険料軽減措置を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上7件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（橋川 渉君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋川 渉君） 次に、議案第 2 号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

2 番 獅山向洋君。

○2 番（獅山向洋君） 議案第 2 号は新たな保険料率を基礎として編成されておりますので、保険料率の改正に関する今日までの経過と今後の見通しについて質問したいと考えます。

保険料の改定につきましては、被保険者にとって負担が増加する深刻な問題でございます。

そういう意味で大幅な引き上げについては懸念しておりました。その中で昨年 11 月末に平均保険料で 14.26%という、非常に高い引上げ率が示されたわけございまして、率直に大変なことになったと思っておりましたが、最終的に 9.94%ということになったわけございまして、これは随分大幅に引下げられたという風に思ったわけございまして、これについての経過、それと保険料率抑制のために県にも支援を求められたと聞いているわけございしますので、その経過も含めて、どのような形でこういう風になったのかご説明いただきたいと思えます。

また、国の考え方としては、広域連合の財政リスクの軽減は国・県が共同して責任を果たすべきであると言っておりましたが、県の支援に対しては非常に期待していたところございしますが、このようなことに対する県の考え方、あるいはその考え方をどのように受け止めておられるかをお聞かせいただきたいと思えます。

また、9.94%まで下がってしまうと、今後、県や県議会に支援を働きかけていくとも聞いておりますが、実際に働きかけていかれるのかどうかについて疑問に感じますので、どのような考えや見通しをお持ちなのかをお答えいただきたいと思えます。

○議長（橋川 渉君） 答弁を求めます。古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） 獅山議員の「議案第 2 号平成 24 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」の質疑にお答えいたします。

まず 1 点目の第 3 期保険料率等の改定に至る経緯についてでございます。

保険料の試算については国からの通知に基づきまして、9 月に第 1 回目を、11 月に第 2 回目を、そして年明けの 1 月に第 3 回目の試算を行いました。

最初の2回の試算におきましては、平成23年度の医療給付費の実績が十分揃っておりませんでしたので、第1回目は平成22年度以前の伸び率の平均で、また第2回目は、国が想定しておりました全国の伸び率を用いて試算をいたしました。

その結果、1人当たりの平均保険料額は、剰余金や財政安定化基金の活用を見込みましても第1回目には、22.99%という非常に高い上昇率が見込まれたことから、10月に、県の総務部長及び健康福祉部長に対して、第3期保険料率改定に係る支援について、特段の配慮を求める要望をさせていただきました。

また、第2回目の試算でも、14.26%という高い上昇率であったことから、県に対して、機会あるごとに保険料の上昇抑制のための支援をお願いしてまいりました。

またこの間、10月には、厚生労働省高齢者医療課へ保険料改定に係る国の考え方について確認しましたところ、第2期は、保険料の上昇率を5%以内に抑えるようにとの目安を示したが、第3期においては、上昇率ではなく、保険料の額そのものが適切な水準であるかどうか各広域連合が判断するようにとのことでありました。

また、昨年11月から12月にかけて、「第3期保険料改定に関する市町意向調査」を実施しましたところ、介護保険料や国民健康保険料の引上げに加えて、年金支給額の引下げなど高齢者の負担が増大する中、財政安定化基金の積み増しにより上昇率を10%未満に抑制すべきとのご意見が数多くありました。

年末には、診療報酬の改定が診療報酬本体と薬価改定等を併せた全体で、+0.00%と示され、また、平成23年度の医療給付費の伸びも、年度当初から比較的落ち着いた伸びを示し、また、平成23年度の普通調整交付金が当初の見込みを上回って交付されことが判ってまいりましたことから、剰余金も活用できる状況の中、本年1月に第3回目の試算を行いました。

第3回目の試算は、10.61%という上昇率でしたが、被保険者の負担を少しでも軽減することが必要であるとの判断の基に、去る2月6日に当時の中嶋議長さんと広域連合長の職務代理者である村西副広域連合長さんが直接、嘉田知事に対して財政安定化基金の積み増しを要望されました。

その場で、直ちに積み増しの了解を得ることは出来ませんでした。引き続き県に対して要望を続けていくこととし、少しでも保険料の上昇を抑えることが必要との判

断のもとに、9.94%の上昇率でお願いするものでございます。

次に、2点目の保険料の抑制のための支援要請に対する県の考え方をどのように受け止めているかについてでございます。

県に対しては、財政安定化基金の積み増しや健康診査費用に係る支援により保険料の上昇抑制を図りたい旨をお願いしてまいりました。

県としては、財政安定化基金の拠出を国と同様に行い、更に、賦課総額の3%に相当する留保分を除いて、全額を保険料の上昇抑制のために取崩すことを前提に、県の予算案に計上しており、これ以上の支援は困難であるとの考えでございますが、先ほど申し上げましたとおり、引き続き県に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、3点目の今後の県に対する働きかけについてであります。まずは早急に、県議会に対して財政安定化基金の積み増しについて要望し、理解を得てまいりたいと考えているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○2番（獅山向洋君） 再質問。

○議長（橋川 渉君） はい、獅山議員。

○2番（獅山向洋君） ただいまの経過はある程度お聞きはしていたところでございますが、例えば順番に計算すればするほど下がってくるということが誠に不思議に思っておりますけれども、それはそれとして、各市町の要望が10%未満に留めてほしいというような話であって、今回計算上は9.94%になったならば、県や県議会に要望する必要が無くなってしまわないかという風に思うわけでございますけれども、それでもなお、下げようという風にお考えなのかをお聞きしておきたいと思っております。

それと、最初の22.99%は現在の率からして倍以上となった計算が、いつの間にか14.26%になったり、更に9.94%になった。こんなことで本当に来年度のこの予算が確実に執行されるのか、このあたりについてのお考えと伺いますか、自信についてをはっきり言っていただかないと、我々としては非常に不安をもっておりますので、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（橋川 渉君） 答弁を求めます。古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） ただいま2点について再質問をいただきました。まず1点

目の 9.94%の引上げ率で今回提案させていただいているのですが、なおこの後、県に対して要望を続けて行くということで、そのことに対する質問だと思いますが、私どもといたしましては昨年末の 10.61%の試算結果の時に知事に対して財政安定化基金の積み増しをお願いし、9.94%にさせていただきたいと、そのような要望を2月6日に行ったわけでございます。

その場で直ちに了解はされておられませんけれども、今回提案させていただいたのは、9.94%だから、先ほどのようなご質問になったかと思いますが、私どもとしては、医療費の見込みと、それに対する歳入がございます。

医療費の見込みについては、被保険者数の伸びと一人当たり医療給付費の伸びを、昨年末の 10.61%（の試算時）と同様に見込んでおり、決して歳出を抑え込んだことにはなっておりません。

一方、歳入の見込みについては最大限可能なところを見込ませていただき、今回 9.94%という数字にさせていただいております。

従いまして、この歳出でやっていけると自信を持っております。更に県議会に対して要望しようしているのは、安全度を高めたいということです。

ご存知のとおり、リスクに備えて県に財政安定化基金がございます。しかし、その基金を使うことの無いように、更に議会のほうへも要望して財政安定化基金を積み増ししていただくということで、即ち、安全度を高めたいというのが今回の要望の趣旨であります。

それから2点目の第1回目が 22.99%の引上げ率でありながら、今回提案させていただいている 9.94%と、どんどん率が下がっていったのではないかとということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように3回の試算を行っておりますが、9月の1回目の試算では、まだ23年度の医療費の状況が判っておりませんので、22年度以前の伸び率を使わせてもらっています。

21年度、22年度は全国でも2番目に匹敵するような高い伸び率を滋賀県は示しております。例えば21年度ですと 4.23%アップ、22年度ですと 4.48%のアップというような高い伸びを示した。この時の伸び率を用いて第1回目は試算を行いました。

ですから保険料の伸び率も 22.99%という高い伸び率になりました。

また、2回目につきましては、この時もまだ県の23年度の実績は7月までしか判っておりませんでした。そこでこの時に使わせていただいた伸び率は、国が当時に示した全国の平均伸び率で2.4%でございました。これを用いて試算させていただきましたら、14%余りということになりました。

そして3回目に行いましたのが、滋賀県の平成23年の3月診療分から11月診療分までの実績を用いて1.32%で見込んだものでございます。

ですから、3回行いましたが、その時に用いました伸び率が、それぞれ異なっておりまして、23年度の落ち着いた滋賀県の医療給付費の一人当たりの伸び率に最後は置き換えたということです。

それともう一つは、国の調整交付金が確定するのが年度末でございまして、これによって2億9,000万円弱の剰余金が発生することが判りました。1回目、2回目では剰余金は0円と見込んで計算しておりました。

こういったそれぞれの背景となる基礎数値が異なっておりますので、今ご指摘いただきましたように、伸び率に大きな差が生じたものでございます。

○議長（橋川 渉君） はい、獅山議員どうぞ。

○2番（獅山向洋君） これで終わりにいたしますが、念のために現在の財政安定化基金は、いくらあるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それともう1点は、そうすると今のご説明ならば、いろいろなデータに基づいて計算しているので大丈夫だという風にお聞きしたわけですが、現在のデータに基づく限りは、このようなパーセントで大丈夫だという風にお聞きしてもよろしいわけですね。そのことをお聞きしたい。

それとこのように先行きの判らないことについて見通しを立てることは非常に難しいことだと思えますが、基金について県に対してしっかりと積み増しを頼むという前提である場合、どのようなデータを持って県と交渉するかという時に、保険料率をどんどん下げていくと県に対して交渉の余地がなくなってしまうのではないかと思うのです。

県が9.94%ならば、もともと市町が考えていたパーセントとなったので積み増しは必要ないでしょうとなった場合に、また見込みが違って基金を使わざるを得なくなっ

た場合に、県があなた方の見通しが悪かったのですから、助ける必要は無いでしょうと言われる可能性もあると思うが、この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（橋川 渉君） 答弁を求めます。古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） まず1点目の財政安定化基金の残高でございますが、平成23年度末の見込みとしまして、3億3,100万円でございます。

この財政安定化基金と申しますのは、広域連合の保険料が入らなくなった時、あるいは医療費が想定以上に伸びた場合、そのような場合にただいまの残額を取り崩して、それに充てることになっております。これにつきましては、法律でもそのようになっていますので、県が「ダメである」とかということにはならないはずでございます。後期高齢者医療制度の制度自体に組み込まれています。

それと9.94%で、これから県に要望していけるのか、それでいいではないかと言われるのではないかとのご指摘ですが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、知事さんに了解してもらったと仮定した場合に比べると安全度は低くなっております。そういう意味でも安全度を高めるため、更に要望していこうというものでございます。

○議長（橋川 渉君） 今、答弁がございましたが、議員の皆さんご理解いただきましたでしょうか。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後3時13分から

午後3時43分まで

（再答弁）

○議長（橋川 渉君） それでは再開いたします。答弁を求めます。古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） 獅山議員の再質問にお答えさせていただきます。

9.94%の引上げ率で本日提案させていただいております。また、更に県議会の方へも早急に（積み増しについて）要望させていただこうと考えております。

9.94%の根底といたしましては、歳出は従来どおりの必要な額を見込んでおり、当

方で責任が持てると考えております。

歳入につきましては、一般的な行政手法とは異なりますが、最大限の歳入額を見込んでいるというのが実情でございます。

ですから、この点を更に安全度を高める、言わば補強するために県議会のほうへ要望させていただき、2年間で総額2億円の基金の積み増しを要望して行こうというものでございます。

従いまして、現在の9.94%で、決して歳入歳出でアンバランスが生じているというものではございません。

ただ歳入面で若干安全度が低くなっており、財政安定化基金の残高を活用する確率が高くなっているということになります。そこを引き戻すということで、県議会へ早急に要望していこうというものでございます。どうぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋川 渉君） それでは通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 3 号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 3 号「平成 2 3 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 4 号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 4 号「平成 2 3 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 5 号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋川 渉君） 次に、議案第7号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

9番山仲善彰君。

○9番（山仲善彰君） 野洲市の山仲でございます。第7号議案に対しまして質問いたします。第2号議案と関連しておりまして、確認の意味で質問させていただきます。

第3期の保険料率の算定では、先ほどからの説明、議論がありましたように被保険者

の負担軽減のためにさまざまな努力をいただきまして、これについては感謝、敬意を表します。

第2期の保険料率との関係では平均保険料額の上昇率を10%を割り込んでいただいておりますし、これについては同意をいたしたいと思っておりますし、先ほどの予算で、それを前提にした来年度予算が承認されておりますので、これに関して異議はございませんが、確認の意味で2点の質問をいたします。

一つは、先ほど答えがありました、県の基金による支援があるという前提だと思っておりましたが、そうではなしに安全度を高めるという前提で、県の基金の一層の積み増しへの協力を得るという前提だと思っておりますが、そのあたりの見込みや経過について、再度説明いただきたいと思っております。

もう一つは、関連しますが県への要請の根拠といたしましては、従来から申し上げておりますように2年ほど前の平成21年11月19日の厚生労働省の高齢者医療課長から都道府県の部長・課長宛に基金の取り崩し、これは政権が変わってから後期高齢者医療制度を廃止するという前提になっておりますので、それを前提にして、はっきりと書かれているのですが、「平成20年度及び平成21年度の財政収支にかかる余剰金の全額活用に加え、財政安定化基金の取り崩しによる対応を行うこと。」ということで（第2期保険料上昇率を）5%に抑えようとする政策的な意図。これも政権が変わり政治主導と言われながら、厚労省の一課長から都道府県に指示してきているのは、おかしいのではないかと、当時言っておりましたし、それに従った滋賀県にも納得できないのですが、そうしたことからそれに従って、基金の取り崩しを認めた滋賀県、そしてそれを指導した厚労省の責任は大きいと思っております。

その時、滋賀県はその方向に沿いましたので、値上げ幅が抑えられております。そのツケが今回来ているわけで、国・県の過去の経緯からその責任が大きい。

制度を潰してしまえ、新しい保険制度で良くなりますよと、だから基金の全部を崩しなさいという指導に従順に従ってきた。その結果がこうなっていますので、今後は国・県に対してそのあたりも含めてきっちりと対応してもらえるように求めていきたいので、今後の姿勢、取り組みについてご質問をさせていただきます。

○議長（橋川 渉君） 答弁を求めます。村西副連合長。

○副連合長（村西俊雄君） 私の方からは前段の今後の基金の県に対する支援について、
答弁いたします。

県の当初予算の編成は、事実上終わっておりますので、今後、県議会あるいは各会派にもお願いをしていきますが、方法としては補正予算で何とか積み増しをみてもらえるように、最大限の努力をしていきたいと考えます。

第2期の時も基金の取り崩しを補正予算等でお願したこともありますので、今後最大限の努力をして行きたいと思えます。

後段のことにつきましては古川副連合長からお答えいたします。

○議長（橋川 渉君） 古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） はい、平成21年度の厚労省高齢者医療課長からの通達でございますが、各都道府県の担当部長、また当広域連合にもきております。

この時の国の方針としては、数年先に後期高齢者医療制度は廃止にするという前提の基に高齢者の方に保険料のアップということを負わすのではなく、なるべく保険料は抑えようという考えの基に5%以内に抑制することと、そのための財源として先ほど来、話に出ております、財政安定化基金の取り崩しにより対応するというものでした。

本来、財政安定化基金は、保険料が入らなくなった。あるいは医療費が想定以上に伸びた。この2つのためにだけにしか使えなかった基金であります。

そこへ、保険料を抑えるためにも使えるというのがこの時に追加されました。

そこで、山仲議員のご指摘のように滋賀県、その他の府県においても同様に基金の必要な部分、賦課総額の3%部分は残して、それを除いた全額を保険料を抑制するために取り崩したということが2年前に行われております。

今回もそれと同じことを県にお願いして、県もその方向で予算案を組んでいただいているところです。

当時は8億円余りでした。今回は6億円余りでございます。

これも国の政策でございますので、また保険料を抑えようという保険者からの要望もございまして、私どもは次の第4期には当然影響することを重々認識しながら今回も県に6億円の取り崩しをお願いしているわけでございます。

議員ご指摘の点は良く判っているのですが、保険料を抑えるためにはやむを得ない

ものと考えております。

○議長（橋川 渉君） 山仲議員。

○9番（山仲善彰君） 確認の意味で再質問いたします。全額取り崩していたところと取り崩していなかった府県があったかと思いますが、今回安全度を高めてほしいとの要望をしてほしいというのは、滋賀県は率先して、あるいはあまり深く考えないで地方自治と言いながら国の指導に一番従った府県の一つのはずですね。

ですから全額取り崩した府県の数とそうでない府県の数等概要について教えていただきたい。

○議長（橋川 渉君） 答弁を求めます。古川副連合長。

○副連合長（古川源二郎君） ただいま資料がございませんので判りませんが、ご指摘のように全額取り崩しているところばかりではございません。今回の第3期の保険料につきましても、他府県の状況を見ていると滋賀県のように全額取り崩しているところと、あるいは次の第4期を意識して半分しか取り崩していない所もございます。おそらく2年前もそのようなところがあったのだらうと思われま。

○議長（橋川 渉君） 山仲議員。

○9番（山仲善彰君） 細かい数値は結構です。あの時に滋賀県に対して懸念を表明しておりました。これだけの努力をされて出来上がった保険がそんなに簡単に廃止できるものなのか。先ほども言いましたこの通知文には、現行制度を廃止するまでの間という風を書いてある。国は廃止を前提に全部崩しなさい、後は全部面倒を見ますと言ったわけです。

それに何の政策判断も無く従った滋賀県のツケが今回来ているわけなので、そういったことも含めて滋賀県にぜひ、先ほどご答弁いただいたように積み増しの措置を速やかにしていただくように要請いただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（橋川 渉君） 答弁はよろしいか。

○9番（山仲善彰君） 答弁は結構です。

○議長（橋川 渉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

自席でそのままお待ちください。

(追加議事日程及び追加議案書の配付)

暫時休憩 午後3時59分から

午後4時00分まで

○議長（橋川 渉君） 再開をいたします。

お諮りをいたします。

本日の会議時間は、会議規則第10条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第10条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 西澤久夫君。

○12番(西澤久夫君) 東近江市選出の西澤久夫が発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案を申し上げます。

本条例の一部を改正する条例は、現在議会議員で首長あるいは副首長が受けております報酬について、この報酬を支給しないということで条例を改正するものでございます。

以上、提案をさせていただきました。何卒、皆様のご理解により賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(橋川 渉君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております発議第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(橋川 渉君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長（橋川 渉君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

ご着席ください。

起立多数であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成24年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会午後4時05分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成24年2月16日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 橋川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 伊藤 定 勉

署 名 議 員 野 村 昌 弘

署 名 議 員 山 仲 善 彰